

鳥取県選挙管理委員会告示第 49 号

鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（平成11年鳥取県選挙管理委員会告示第103号）は、平成19年3月30日限り廃止する。

廃止前の鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第1条第1項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次